

実施計画を立案して、おたつたのですが、その計画内容を一応固まりつつありますので、本日は清掃条例を御提出申し上げる前提の意味を含めまして、この機会にごみの処理計画について基本的な問題について御説明申し上げたいと思っております。

現在、ごみの方の処理は御承知のようにじん芥の処理を十日ないし十三日に一度収集することを目安といたしまして、一台の小型四輪自動車と三台のリヤカーを使い、約一千戸を廻って収集してあるのでありますが、ただ今書類を御配付申し上げましたように、今年度の計画では特別清掃地域に指定されたのを機会にじん芥のみならず、ちゅう芥の収集処理も実施し、いなかその対象戸数は現在のじん芥の対象戸数一千戸の約三倍の三千戸を廻って収集処理をいたそうとするものであります。その計画内容が昭和三十

十六年度のごみの処理計画についてこの書類にでておるわけであり、まず昭和三十一年のごみの処理計画について、読みながら御説明申し上げます。

本計画による家屋処理計画は消費地域を主として行なうのであつて、大体次のような地域を指定した本一か所本八、二、二、福生、二、東ヶ谷戸、熊手、武蔵野等でありまして、本計画以外にあつては従来通り希望によりその方法で行なうが収集日については計画をえつて実施する、指定地域内の家庭は全世帯を実施するものとして計画したものであります。その下に地区別世帯数が出ております。これは区域の所に南、内出とか書いてありますが、その次に南の世帯七一、その右の実施指定世帯になしとなつておりますが、それは人口密集地帯でありますので、希望により収集する場所としたわけであり、

次の武蔵野は三百三十二世帯のうち実施推定世帯が五十世帯となつておりますが、これは都営住宅、映画館前の密集地帯をさしてあるわけであり、こゝした計算をいたしますとちゆう芥の処理を実施いたさなければならぬ世帯は二千八百三十一世帯と相なるわけであります。

世帯数の合計は五千五百四十一世帯、大体この外希望世帯もあると思ふので大体三千世帯が目標になるということであり、その次の収集方法、じん芥収集作業につつてはリヤカーにて収集してダンプ式小型四輪車による中継運搬にすることとであります。ダンプ式小型四輪とは二トン積でありまして現在都の清掃局で採用してあるものと同型のものを購入したいと考えておる次第であります。百十万円程度の予算がかか、るわけですが、次にちゆう芥の収集作業につつては中継運搬は作業能力及び環境面にも非常に支障があると思ふ、考され

るので普通小型四輪車により直接収集運搬による又その場合各町会ごとに停車場所を一つ五分停車して鈴を鳴うしてこれはこの自動車に運転手が一人上乗りが一人、大体収集の実施区域を一マワ所停車することを指定してあります。の下で一マワ所を二班にわけますと五マワ所を一台の車が停車するということになります。その場所に止りますと上乗りが降りまして附近を鈴をならしてあるき、知らせ各家庭の方がその自動車の止つてある所までちゆう芥を運んでえらおうとこゝういう計画であります。

それで自動車を現在、じん芥に使つております、一トン車とそれから二トン車を一台購入することを予定してあります。この二トン車の購入費に七十五万円程度を要するようであります。それから収集日取りは、じん芥は普通家庭を月三回それから特別排出は官公庁

及び会社大口業者等でありますが大口にじん芥を
排出するところでは月六回とるという計画であります。
又ちゆう芥は毎日収集を一心予定いたしております。
その下の表は日程表でありましてちゆう芥ではあり
ません、じん芥処理日程表でありましてただ今は第一
作業区の福午一、二は毎月一日と二日と三日に収集すると
いうようになっておりますが十日に一回収集と相なりま
したが大体一人のじん芥の収集標準能力は一日に一〇〇戸
だと申しますので収集戸数四百三十二戸となりますと四人
が収集にあたるわけでございます。

配置人員の収集四人と書いてありますがこれはリヤカー
をひいてごみを収集する人数を書いたわけでありまして、
輸送が二台と書いてありますが矢程申し上げました
ダンプ式の小型四輪車でその休憩場から終末処理場へ

運ぶ運転手と上のリ人夫を書いたわけです。

焼却と書いてありますが現在焼却場にあります職員を
えう一名ふやして二名でやろうという計画であります。

次の頁九ですがこの指定区域以外は専従員一名を配置し
申込みによりノ実施するが四〇〇戸ぐらいまでは十日に
一度収集するわけですが特別作業区の場合には五人が全
部大口の収集とそれから第一作業区から第四作業区まで
の取り残しをとるということに五人が収集にあたりますが
その他は四人だけが働いて居りますので一人はその希望
世帯の方をまわつて収集しようとするものであります。

焼却場の作業員が二名、輸送が四名これはじん芥が二名ちゆう
芥が二名でありましてじん芥の方は運転手と上乗りの
者が一名づつじん芥の収集は自動車一台でございます。
ちゆう芥が二名、これは運転手二名ということになります。

それからごみの収集が五名これはリヤカーを五台使おうという計画であります)

現在三台ですが二台ふやすわけでありす、ちゆう井収集が二名これはちゆう井のトラックによりす、二台分上乗りの者一名、つ合計二名を予定してあるもので計十三名収集機材は小型四輪車が三台この三台のうち一台はちゆう井のダンブカー二台はちゆう井処理のための小型自動車と言うわけでありす、リヤカー五台これはじん井を中継所まで運びリヤカーの台数であります)

次はじん井処理世帯の月割平均計算表となつておりす、これは直営でやりまし、場合にはどのくらいの経費がかかるのか、ということをコスト計算したわけでありす)

①が収集費、②終末処理費③自動車等償却費④管理費と四部向にわかれておりますが、収集費におきましては、人权費、燃

料費消耗品費、修理費とを合計をいたしまして月に貳拾八万四拾八円かかることになりす、貳拾八万四拾八円を収集対象戸数三千戸で割つていきますと月一世帯あたり九拾玖円五銭かかることに相なりす)

次の②の終末処理費は処理場の経費でありまして、人权費、消耗品費特に消毒、薬材に金がかかるわけですが、噴霧器の修理費等含めて月五万六千七百円これを対象戸数三千戸で割りますと一月一世帯あたり九拾九拾銭が終末処理にかかることになりす、その次の③が自動車等の償却費でありましてこれは矢程申し上げまし、小型四輪車でありす、が普通車、リヤカー消毒器、こうしたものの原価償却の経費が四万九千五百五拾五円一ヶ月にかかるわけでありす、これを対象戸数の三千戸で割りますと一ヶ月一世帯あたり九拾六円四拾銭かゝることになりす)

④が管理費でありまして、これえ人権費、集金の手数料、これは一心衛生協力会長さんにお願ひ申し上げまして、国保でやつておると同じように月、金額の三分の手数料をお支払いしたかどうかという考え方で計算したのでありますか

集金手数料、消耗品費、自動車修理費等こうしたものを合わせますと五万八千八百四拾七円一ヶ月にかゝるわけであります。それを対象戸数の三千戸で割りますと拾九円六拾銭に相なります。結局一ヶ月に合計で四拾四万四千七百六拾四円しかえこれを十二倍しますと年間の総経費が出ますがじん芥、ちゅう芥をふくめまして、この計画でありますと年間五百五拾五万七千四百六拾四円と相なります。それから一ヶ月の経費、四拾四万四千七百六拾四円を対象戸数の三千戸で割りますと百四拾八円六拾五銭、これが一月一戸当りのコストであります。これは直造でやりまして計算でありますが百四拾八円一月当り経費がなまることに相なるわけであります。

先に申し上げました様にハエ出しておりますので出来るだけ早く基本的な問題につきましては着席条例を御提出申し上げる関係等もございますので基本的な問題については早く議会上御相談申し上げまして御了解を得なければならぬと考へておるので今日お話し申し上げておる次第であります。以上申し上げましたことから基本的な問題は何かと申し上げますのは二点あると思ひます。第一点は百四拾八円六拾五銭一ヶ月一戸当りかゝるのであるが町民かうどのくらいの手数料を取るのか福生町として適当であるかと言う問題が一つであらうと思ひます。

この問題には二つの考えがあらうと思ひます。一つは手数料は受益者が負担すべきであるから出来るだけ町で出す経費は少ない方がよいのでないか又特に全世帯五千五百戸全部を

収集するなうとえかくそのうちの半数強の三千戸しか収集しないのであるから町の税金で収集しないこの収集計画に賛成しない世帯の全員をこれに使うことはどうえという批判もあります、いつかよその町ではどの位とつてゐるのかと言うと大体赤松田より七拾田程度のようでありすがよそがこのように少ないのであるから福生町でえやはりこれとの均衡をみなくてはならないのではなかつたかと言う御議論もあるうと思ひます、

私共はぜひこれは受益者負担で手数料をなるだけ無理のない形であげていただきまして公費負担を少なくしていただきたいと考へておるのでありますが何れにしましてえ百拾八田或拾五銭かかるといふしますとこの一丁を町がみましてえ百田は町民の方から御負担を願わなくてはならないということに相なるわけであります、

それから第二点といふしましては一世帯五丁百五拾田という膨大な経費がかかる、これをなんとか節減してやる方法はなにかということえ研究いただきなうなうだろうと思ひます、そうするとこれはある部分を請負にしたらどうかという意見も出てくるのでありますが私共考へまして請負にいたしますと普通常識的に考へますことは町の職員にいたしますと退職金も払わなければなりません、が請負にいたしますとそれ心配はないわけであります、

又作業服であるとか雨具であるとか手袋であるとかそういったものは直営であります、と町で着せなうてはならないと存じますが請負であればそういった事は考へなくてえよいと思ふ、直営でやりますといふゆる役所仕事の様批判えうける可能性がありますので請負にいたしますとこれは能率給でいきますので能率は直営よりえあがるの

ではないかと思っております。

この標に請負の場合には考えられるのでありますが、
いづれにいたして先直選でこれだけなるといつたしますと
請負えやはり考えなくてはならないということも研究
する餘地があるのではないかと考えられるわけですが、
こうした委託の大きな問題については出来るだけ早い機会
に議会で御了承願ひこの夏に間に合わせるべく計画いたし
ております。

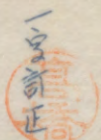
ちゆう井の処理も全員協議会の際に一応皆標に今まで
私共が立案してあります。内の重要な部分について御説
明申し上げた次第でございます。

この機会に御審議いただきありがとうございますと存じます。
一議長(高橋秀道)御質疑ございませうか

一五番(山下幸三)ただ今、係崎助役からごみ等の処理の内容説明が

ござりましたが、本問題については最終的な予算内容をみ
ますと非常に大きな予算を必要とするわけでありませう。
武蔵野給水方式の給水と云うこれらの予算措置につき
ましては、当然昭和三十一年度の当初予算にかようなこと
はすでに三十五年度中に町長の声明の中には本年度即
ち昭和三十一年度は数と入を削減すると更に衛生環境
の根本理念に立つての発案がなされておりますので、こ
うした中には三十五年度予算にこれを当然載せるべきであ
らう。かような大きな予算をかかえこむということは即ち
追加更正予算を組まなくてはならぬとはつきり、うち
だされてくる、こつうう面についてはかような内容につ
いてはどのような見解をえつておるか御答弁を願ひたいと
思ひます。

一町長(頼着威)事業面に入ります。時に直選でやる場合今まで



予期しておりました面と実際の面とが多少開きがでてくると思う。先般の予算で御審議された時に一応計上いたしました予算は歳入の面で九拾万のじん井処理費が計上されておりますが、これは一戸当り五拾円と假定いたしました。千五百戸九拾万でございます。じん井処理費としての予算を御決定したのであります。四万七拾万円でござります。このうちのこの事業面に対しましての本格的な線を矢張経路助役からするお話し申し上げたような構想に相なつてくるわけです。非常に事業面が多いので予算の骨組と言うものは相当苦しみまして当然本事業には自動車も新たに購入しなければならぬことは当然。然る予期されておつたのですが一応予算に計上いたしましたのは六拾万円計上し一台の自動車を購入する予算の御審議をいたしたのであります。が結局し尿処理場の

大きな事業と現在取組んで居ります。関係上福生町と羽村町が御承知の通り特別清掃地域の指定を受けましてこうした事業面を本格的にやらなくてはならぬ時期に立ち入ったのであります。色々この際になつて直迄か又請負にさせるかという面も場な意見も議会に御相談申し上げることはおしかりをうけることであらうかと思ひます。

何といたしましてこの事業は非常にむづかしい事業でございましてむづかしいだけに果敢たる努力は拂つておるわけですが事業を開始いたしました。町民面から非常にこの手の多い事業だと思ひますがようするに今までのじん井処理の対象戸数は約一千戸でありました。が特別清掃地域の指定を受けて本格的な事業面にいたしました。すには約三千戸が人口密集地域その他を考慮しまして

えその程度の戸数になるわけであります。

それに従つての直逕の考想を事務局によく調べさせ
た結果がただ今御報告申し上げたような結果であり
ます。人といふか、むづかしい事業面であり、又し尿処
理と言う問題がまだスムーズな決定線が出て来ておら
ないので、当然この処理場という問題も並行して考へな
なくてはならないのであります。

当面本年度の事業といひましては、そういう面と並行し
て考へていくことは勿論であります。が、一応福生町と羽村
町はどうして、もちろん芥処理までやるだけの義務を
負わされるわけでありまして、色々な所から考へ合わ
せまして、議会議員諸氏からは少し無計画ではないかと来
定した予算に、その事業をしろとおしかりを受ける
と思ひますが、すでに時期は一日も早く実施に移つさな

ければならない時期に来ております。と考へて、いま
しては今、助役が説明した通り、直逕ではなんとして
我々、参事の方で所内という数字が出ておるわけであり
ます。町の負担分が、このように過重になつたのでは、仲々大
変であります。又町全戸数、即ち五千四百戸と言ふの
を全部組ませてやるのなら、一応いかに予算がかかろう
と、え、むづかしいと考へております。が結局対象となり
ます。戸数を調べてみます。と約三千戸となります。そこ
に於て全面的に町の負担を、え、つて事業を遂行するとい
ふことと考へなければなりません。こういう面から考へ合
わせます。して厚生委員会に、え、る。御相談申し上げて
来たのです。が、いづれ委員長からこの問題に對し、ま
しての意見を御発表願ふと思ひます。

一応町の予算面から、議会の御了承を得まして、自動車

購入焼却場の運営という面は町で運営でやるといたしまして人夫の面と直接この仕事の面に対しては一応今年一年だけは希望者を募りまして請負でえつていつたうえうすこし安くあがるのではないかとということも考えております。というのは十四五名のこうした人夫を運営で使用する場合、仲々監督え相違もぶかしい面もありましてこれが請負員でやらせる以上、その責任者が指揮をする以上、仕事の面え相違直違よりえゆきだされるのではないかと、言うことを考之合わせますと、三割はその面の人権費が請負員にせられた方が安くあがるのではないかと、言うことを考之て来たのであります。

特に本日協議会に切り替えていたと思いますが、一応議会の方に御相談申し上げまして、この際いづれの方法をとるべきかというような観点から御相談申し上げたような次第でございます。

ます。

この点宜敷く御了承の上御審議いただきたく、かように考之ておる次第であります。

一、七番大塚郎）ただ今の関係につきましては、篠崎助役の方から報告だけいたしたというお話してあります。私共報告であるとして承しておつたのでありますが、ただ今は提案というように、お諮り方となりますとこの関係を審議すると言う意味にとつてよろしいでしょうか。

一、六番中田虎蔵）ちゅう井処理につきまして、昨日二十四日に厚生委員会を開き、その結果を皆様に御報告申し上げたいと思ひます。

御承知の通り昭和三十六年度当初予算に於てこの清掃条例を前提におきまして、又六ヶ町村協同し尿処理場の建設にあたりましては補助金をいただき関係からどうして